

議案第55号

平成29年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	338 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	13,000 千km	38 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	49,920 千人	254 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	136,767 人	696 人
(5) 主要な建設改良事業		
ア 市バスネットワーク推進事業		46,900 千円
イ バス停留所施設整備事業		36,906 千円
ウ 乗合自動車購入費		153,519 千円
エ 営業所建替整備事業		551,826 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 自動車運送事業収益	9,972,219 千円
第1項 営 業 収 益	8,611,486 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,359,733 千円
第3項 特 別 利 益	1,000 千円

支 出

第1款	自動車運送事業費用	10,105,769 千円
第1項	営業費用	9,806,494 千円
第2項	営業外費用	287,775 千円
第3項	特別損失	1,500 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 262,853 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,345 千円で補てんし、なお不足する額 194,508 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で不足する額 311,184 千円は一時借入金で措置するものとする。）。

収 入

第1款	自動車運送事業 資本的収入	880,474 千円
第1項	企業債	836,000 千円
第2項	国庫補助金	3,693 千円
第3項	県交付金	4,845 千円
第4項	一般会計補助金	29,244 千円
第5項	その他の資本的収入	6,692 千円

支 出

第1款	自動車運送事業 資本的支出	1,143,327 千円
第1項	建設改良費	922,327 千円
第2項	企業債償還金	211,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
経 営 計 画 策 定 事 業 費	平成30年度	7,541 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自動車運送事業	千円 836,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5,825,718 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、768,565 千円である。

平成29年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦